

広島県告示第九百九十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地 所在	面積（㎡）
全国農業協同組合連合会広島県本部	広島市		三原市高坂町真良一七九五番五ほか二筆	四、四九〇
西本 裕	尾道市		尾道市向島町字小池上一一〇二二番ほか一筆	二、七〇七
西本 真麻	尾道市		尾道市向島町岩子島字南船越一五三番一	四〇〇
農事組合法人海渡	三次市		三次市海渡町二〇五番一ほか一五八筆	三五八、一九四
農事組合法人ふかせ	安芸高田市		三次市上川立町八一三番ほか一筆	六、五九八
農事組合法人ファームあおが	三次市		三次市青河町六三八番一	二、三八二
沖田 嘉樹	安芸高田市		安芸高田市甲田町下小原字花ノ木二一八〇番五	三八九
重見 均	安芸高田市		安芸高田市向原町長田字正敷殿三八六〇番一	一、三六七
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市		安芸高田市甲田町下甲立字福丸一〇〇一番一八ほか一筆	三、〇六二
小野 賢治	安芸高田市		安芸高田市向原町有留字瀬貝八番一ほか四筆	一〇、一〇五
横本 高士	山県郡安芸太田町		山県郡安芸太田町大字上筒賀字市三二番ほか八筆	八、〇〇三
株式会社栄ファーム	山県郡北広島町		山県郡北広島町宮迫字宗繁八〇五番一ほか四筆	八、三一九

二 認可年月日

令和三年十一月十日